

(別添2－1)

学 則

①商号又は名称	一般社団法人 日中人材育成協会
②研修事業の名称	一般社団法人日中人材育成協会 資格学習支援センター 介護職員初任者研修
③研修の種類	介護保険法施行令に基づく介護員養成研修 (介護職員初任者研修課程)
④研修課程及び 学習形式	介護職員初任者研修課程 ・通学形式 ・通信形式(通信学習実施計画書(別添2－10)を参照。)
⑤事業者指定番号	285
⑥開講の目的	介護業界の慢性的な人材不足により、介護サービスの質低下への懸念を払拭すべく、日本人介護員はもとより外国人介護人材へも幅広く資格取得の機会を広げ、受講者のキャリアアップの一助となり、サービス向上に寄与し介護業界、更には社会全体へ貢献する事を目的に開講する。
⑦講義・演習室 (住所も記載)	郵便番号：550-0014 所在地：大阪市西区北堀江1丁目3-2 ビーイング四ツ橋ビル9階
⑧実習施設	1 実施しない 2 実施する (実習施設一覧表(別添2－7)を参照。)
⑨講師の氏名及び 担当科目	講師一覧表(別添2－3)を参照。
⑩使用テキスト	「介護職員初任者研修テキスト(全文ふりがな付き)」全2巻 出版社：中央法規出版株式会社
⑪シラバス	シラバス(別添2－2)を参照。
⑫受講資格	開講時において満18歳以上で、大阪府内をはじめとする介護サービスに従事する予定がある者又は、既に従事している者。
⑬広告の方法	当協会ホームページ、ダイレクトメール、チラシ等において行う。
⑭情報開示の方法	下記ホームページにおいて情報開示する。 ホームページアドレス： https://www.jchda.jp/kaigo/

<p>⑯受講手続き及び 本人確認の方法 (応募者多数の 場合の対応方法 を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受講申込受付は、原則メールにて受付。 ・受講希望者には、本学則、重要事項説明書、直近の研修カリキュラム、申込書を送付する。 ・なお、受講申し込みにあたっては、原本確認が必要なことから、当教育大阪本部で行う。 ・本人確認として以下の何れかにて確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ①戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票 ②住民基本台帳カード ③在留カード ④健康保険証 ⑤運転免許証 ⑥パスポート ⑦年金手帳 ⑧運転免許以外の国家資格を有するものについては、その免許証又は登録証
<p>⑰受講料及び受講 料支払方法</p>	<p>受講料：65,000円（テキスト代、消費税含む） 支払方法：規定期日までに指定口座に振り込むこと。</p>
<p>⑱解約条件及び返 金の有無</p>	<p>受講者からのキャンセル： ・開講日の1週間前までは、全額返金 3日前までは、半額返金 弊社からのキャンセル： ・開校日の3日前までに応募者が5名に満たなかった場合、全額返金とする。</p>
<p>⑲受講者の個人情 報の取扱</p>	<p>個人情報保護規程策定の有無（有・無） 当グループ及び協会にて規定されている「個人情報取扱規程」に則り取り扱う。 なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。</p>
<p>⑳研修修了の認定 方法</p>	<p>認定方法：修了を認定した者には修了証明書を交付する。 ・研修の修了年限：3ヶ月 ・修了評価方法：(別添2-9)を参照。 修了評価筆記試験不合格時の取扱い： ・担当講師による補習のうえ、合格するまで再試験を実施する。 ・補習費用：3,000円（2時間程度） ・再評価料：1,500円（1回当たり）</p>
<p>㉑補講の方法及び 取扱</p>	<p>補講の方法：対面 補講に要する費用：30分当たり1,000円とし補講必要時間数を乗じて算出。</p>
<p>㉒科目免除の取扱</p>	<p>科目免除を設定しない。</p>
<p>㉓受講中の事故等 についての対応</p>	<p>受講中に生じた事故等については、当社が加入する教育事業関連損害賠償保険で対応する。したがって保険料の受講者負担は生じない。</p>

㉓研修責任者名、所属名及び役職	氏名：板垣 貴宏 所属名：一般社団法人日中人材育成協会 役職：部長
㉔課程編成責任者名、所属名及び役職	氏名：板垣 貴宏 所属名：一般社団法人日中人材育成協会 役職：部長
㉕苦情等相談担当者名、所属名、役職及び連絡先	氏名：張 俊 所属名：一般社団法人日中人材育成協会 役職：代表理事 連絡先：06-6535-8018
㉖研修事務担当者名、所属名及び連絡先	氏名：小野 陽子 所属名：一般社団法人日中人材育成協会 連絡先：06-6535-8018
㉗情報開示責任者名、所属名、役職及び連絡先	氏名：板垣 貴宏 所属名：一般社団法人日中人材育成協会 役職：部長 連絡先：06-6535-8018
㉘修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い	「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明書を交付する。 ・証明書交付に係る費用：500円
㉙その他必要な事項	遅参の取扱い： ・授業開始前の出席確認時点で出席が確認できなかった場合は遅参扱いとし欠席とする。 ・その際、当事業所が設定する日程において補習を受けなければならぬ。 退校処分の取扱い： ・教員及び事業所職員の指示に従わない、他の生徒に対する迷惑行為、素行不良等、注意し改善又は停止をしない場合は、講座実施に支障をきたすと判断し退校処分とする。 ・その際の、受講料の返還は一切行わないものとする。

※1 大阪府からのお知らせ

大阪府介護職員初任者研修事業実施要領第2の2（1）より抜粋

【内容及び手続きの説明及び同意】

事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するため必要な費用等を明記した学則の内容及び研修を受講する上で重要な事項等を記載した書面等を配布するとともに、その説明を行い、かつ、あらかじめ受講希望者の同意を得なければならない。

※2 研修事業者の指定担当

大阪府 福祉部 地域福祉推進室

福祉人材・法人指導課 人材確保グループ

電話：06-6944-9165